

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号）の一部改正 新旧対照表

現 行	改正後
<p>目次 前文 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 福祉のまちづくりに関する施策 第1節 施策の基本方針（第6条） 第2節 府の施策（第7条—第13条） 第3章 まちづくり施設の整備（第14条—第16条） 第4章 特定まちづくり施設の整備 第1節 特定まちづくり施設（第17条） 第2節 設置の工事の協議等（第18条—第22条） 第3節 整備状況に関する調査等（第23条） 第4節 国等の施設の特例（第24条）</p> <hr/> <p>第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第25条—第37条） 第6章 車両等及び住宅の整備（第38条・第39条） 第7章 雑則（第40条・第41条） 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（定義） 第1条 この条例において「まちづくり施設」とは、多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場をいう。</p>	<p>目次 前文 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 福祉のまちづくりに関する施策 第1節 施策の基本方針（第6条） 第2節 府の施策（第7条—第13条） 第3章 まちづくり施設の整備（第14条—第16条） 第4章 特定まちづくり施設の整備 第1節 特定まちづくり施設（第17条） 第2節 設置の工事の協議等（第18条—第22条） 第3節 整備状況に関する調査等（第23条） 第4節 国等の施設の特例（第24条） 第5章 <u>府の施設に関する道路移動等円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準</u> 第1節 <u>道路移動等円滑化基準</u> 第1款 <u>総則（第25条・第26条）</u> 第2款 <u>歩道等（第27条—第34条）</u> 第3款 <u>立体横断施設（第35条）</u> 第4款 <u>乗合自動車停留所（第36条・第37条）</u> 第5款 <u>自動車駐車場（第38条—第44条）</u> 第6款 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第45条—第49条）</u> 第2節 <u>都市公園移動等円滑化基準（第50条—第60条）</u> 第6章 <u>特別特定建築物に追加する特定建築物等に関する事項（第61条—第73条）</u> 第7章 <u>車両等及び住宅の整備（第74条・第75条）</u> 第8章 <u>雑則（第76条・第77条）</u> 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（定義） 第1条 この条例において「まちづくり施設」とは、多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場をいう。</p>

2 この条例において「事業者」とは、まちづくり施設の設置者又は管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、まちづくり施設の設置者又は管理者をいう。

## 第5章 府の施設に関する道路移動等円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準

### 第1節 道路移動等円滑化基準

#### 第1款 総則

#### (道路移動等円滑化基準)

第25条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）第10条第1項に規定する条例で定める基準は、次款から第6款までに定めるところによる。

#### (定義)

第26条 この節において使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下この節において同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

(3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

#### 第2款 歩道等

#### (歩道)

第27条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

#### (有効幅員)

第28条 歩道又は自転車歩行者道（以下この節において「歩道等」という。）の

【参考】

○道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例

(舗装)

第24条 (略)

2 (略)

3 道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、歩道等の有効幅員の基準は、規則で定める。

(舗装)

第29条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第30条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配の基準は、規則で定める。

(歩道等と車道等の分離等)

第31条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下この節において「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

4 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第32条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第33条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の縁端と車道等の部分との段差の基準は、規則で定める。

3 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(排水施設の溝蓋)

第34条 歩道等に排水施設で溝蓋が必要であるものを設ける場合においては、当該溝蓋は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込むことがないように配慮した構造とするものとする。

### 第3款 立体横断施設

(立体横断施設)

第35条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下この節において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

4 前2項の規定により設ける設備の基準その他移動等円滑化された立体横断施設の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

### 第4款 乗合自動車停留所

(高さ)

第36条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの基準は、規則で定める。

(ベンチ及び上屋)

第37条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

### 第5款 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第38条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分（以下この節において「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 前項の規定により設ける障害者用駐車施設の基準は、規則で定める。

(障害者用停車施設)

第39条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下この節において「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける障害者用停車施設の基準は、規則で定める。

(出入口)

第40条 自動車駐車場の歩行者の出入口の基準は、規則で定める。

(通路)

第41条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路の基準は、規則で定める。

(エレベーター等)

第42条 自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項の規定により設ける設備の基準その他自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階を有する自動車駐車場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(屋根)

第43条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第41条に規定する通路（規則で定める通路に限る。）には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第44条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

第6款 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第45条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーター

ターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第46条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別することができる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第47条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第48条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第49条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

## 第2節 都市公園移動等円滑化基準

(都市公園移動等円滑化基準)

第50条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第60条までに定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第51条 災害等のため一時使用する法第2条第13号に掲げる特定公園施設（以下「特定公園施設」という。）の設置については、この節の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第52条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に掲げる高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合における当該園路及び広場の出入口、通路、階段（その踊場を含む。）及び傾斜路（その踊場を含む。）の基準その他当該園路及び広場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(屋根付広場)

第53条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合における当該屋根付広場の出入口の基準その他当該屋根付広場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(休憩所及び管理事務所)

第54条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合における当該休憩所の出入口、カウンター及び便所の基準その他当該休憩所の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第55条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場を設ける場合には、車椅子使用者用観覧スペース（車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

2 前項の野外劇場を設ける場合における当該野外劇場の出入口、通路、車椅子使用者用観覧スペース及び便所の基準その他当該野外劇場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第56条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

2 前項の駐車場を設ける場合における当該駐車場の車椅子利用者用駐車施設及び通路の基準その他当該駐車場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

（便所）

第57条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

（水飲場及び手洗場）

第58条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第59条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板を設ける場合における当該掲示板は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別することができるものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第60条 第52条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第52条の規定により設けられた園路及び広場（規則で定める園路及び広場に限る。）の出入口の付近に設けなければならない。

## 第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第25条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）第14条第3項の規定により法第2条第17号に規定する特別特定建築物（以下単に「特別特定建築物」という。）

## 第6章 特別特定建築物に追加する特定建築物等に関する事項

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第61条 法第14条第3項の規定により法第2条第17号に規定する特別特定建築物（以下単に「特別特定建築物」という。）

に追加する同条第16号に規定する特定建築物（以下単に「特定建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第5条第1号に掲げる特定建築物を除く。）
- (2) 事務所（令第5条第8号に掲げる特定建築物を除く。）で、その床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この章において同じ。）の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 共同住宅又は寄宿舍で、その床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に掲げる特定建築物を除く。）
- (5) 自動車教習所又は学習塾

（建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築の規模）

第26条 （略）

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第27条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第36条までに定めるところによる。

（階段）

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。
- (3) 主たる階段は、回り階段でないこと。

（便所）

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 令第14条第1項第1号の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

に追加する同条第16号に規定する特定建築物（以下単に「特定建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校（令第5条第1号に掲げる特定建築物を除く。）
- (2) 事務所（令第5条第8号に掲げる特定建築物を除く。）で、その床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この章において同じ。）の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿で、その床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に掲げる特定建築物を除く。）
- (5) 自動車教習所又は学習塾

（建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築の規模）

第62条 （略）

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第63条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第72条までに定めるところによる。

（階段）

第64条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で知事が別に定めるものには、点状ブロック等（令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設すること。
- (3) 主たる階段は、回り階段でないこと。

（便所）

第65条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
- (2) 便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- 3 前項の車いす使用者用便房のうち1以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車いす使用者用便房が設けられていない場合にあつては、それぞれ1以上）の内部は、その幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上としなければならない。
- 4 令第14条第2項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち1以上に、手すりを設けなければならない。
- 5 第1項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 6 第1項の便所で腰掛便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。

（浴室等）

- 第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
    - (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
    - (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
    - (3) 出入口は、次に掲げるものとする。
      - ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
      - イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の

- (1) 便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
- (2) 便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- 3 前項の車椅子使用者用便房のうち1以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車椅子使用者用便房が設けられていない場合にあつては、それぞれ1以上）の内部は、その幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上としなければならない。
- 4 令第14条第2項の規定により設ける床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち1以上に、手すりを設けなければならない。
- 5 第1項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 6 第1項の便所で腰掛便座を設けた便房（車椅子使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。

（浴室等）

- 第66条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
    - (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
    - (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
    - (3) 出入口は、次に掲げるものとする。
      - ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
      - イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の

車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(駐車場)

第31条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

(移動等円滑化経路)

第32条 移動等円滑化経路(令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1)から(3)まで (略)
- (4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。イ 手すりを設けること。ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。エ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。オ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間

車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(駐車場)

第67条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

(移動等円滑化経路)

第68条 移動等円滑化経路(令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1)から(3)まで (略)
- (4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。イ 手すりを設けること。ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。ウ かご内に、車椅子使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。エ かご内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。オ 乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間

を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

(7) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

(6) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(7) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

(1) 建築物(第25条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該特定利用居室までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 特定利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路

を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。

(7) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) かごは、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

(6) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、130センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(7) 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。

(1) 建築物(第61条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。)に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該特定利用居室までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 特定利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

- 3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(出入口までの経路)

#### 第33条 (略)

(共同住宅等に係る基準の特例)

第34条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- (1) 共同住宅若しくは寄宿舎 又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路
  - (2) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあつては、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
  - (3) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から住戸等までの経路
- 2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
  - (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。ア 幅は、80センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90センチメートル）以上とすること。イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、そ

(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

- 3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(出入口までの経路)

#### 第69条 (略)

(共同住宅等に係る基準の特例)

第70条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- (1) 共同住宅、寄宿舎若しくは下宿又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。）を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路
  - (2) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあつては、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
  - (3) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路
- 2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
  - (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。ア 幅は、80センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあつては、90センチメートル）以上とすること。イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、そ

の前後に高低差がないこと。

- (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条各号（共同住宅又は寄宿舍）にあっては、同条第1号に限る。）及び令第18条第2項第3号に掲げるものとする。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。
- ア 令第13条各号（共同住宅又は寄宿舍）にあっては、同条第4号を除く。）及び令第18条第2項第4号に掲げるものとする。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
- エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
- ア 令第18条第2項第5号（チを除く。）に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。
- イ 第32条第1項第5号（コを除く。）に掲げるものとする。
- (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。
- (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。
- ア 令第18条第2項第7号ロ及びハに掲げるものとする。
- イ 第32条第1項第6号ア及びイの(ウ)から(カ)までに掲げるものとする。
- ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては130センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- 3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。
- 4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は第32条第2項の規定により令第18条第2項及びこの条例第32条第1項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第35条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第25条各号に掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）を

の前後に高低差がないこと。

- (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿）にあっては、同条第1号に限る。）及び令第18条第2項第3号に掲げるものとする。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。
- ア 令第13条各号（共同住宅、寄宿舍又は下宿）にあっては、同条第4号を除く。）及び令第18条第2項第4号に掲げるものとする。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
- エ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
- ア 令第18条第2項第5号（チを除く。）に掲げるものとする。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客室」とする。
- イ 第68条第1項第5号（コを除く。）に掲げるものとする。
- (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。
- (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。
- ア 令第18条第2項第7号ロ及びハに掲げるものとする。
- イ 第68条第1項第6号ア及びイの(ウ)から(カ)までに掲げるものとする。
- ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては130センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- 3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。
- 4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は第68条第2項の規定により令第18条第2項及びこの条例第68条第1項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第71条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）を

する場合には、第28条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号の部分にある利用居室、特定利用居室又は住戸等（以下この条において「利用居室等」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号の便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設（前号の駐車場に設けられるものに限る。）から第1号の部分にある利用居室等までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第36条 第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に係る第28条から第32条まで及び前条の規定の適用については、第28条中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する」とあり、第29条から第32条まで及び前条中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第37条 第25条から第35条までの規定は、所管行政庁が、これらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が特定施設を円滑に利用することができる<sup>と認めるとき又は建築物若しくはその敷地の状況若しくは利用の目的上やむを得ないと認めるときは、適用しない。</sup>

## 第6章 車両等及び住宅の整備

（車両等の整備）

第38条 鉄道の車両、バス、タクシー、船舶等を所有し、又は管理する者は、障害者や高齢者をはじめすべての人が安全かつ快適に利用できるよう環境の整備に努めなければならない。

（住宅の整備）

する場合には、第64条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号の部分にある利用居室、特定利用居室又は住戸等（以下この条において「利用居室等」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車椅子使用者用便房（前号の便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号の駐車場に設けられるものに限る。）から第1号の部分にある利用居室等までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第72条 第61条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に係る第64条から第68条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定

中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第73条 第61条から第71条までの規定は、所管行政庁が、これらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が特定施設を円滑に利用することができる<sup>と認めるとき又は建築物若しくはその敷地の状況若しくは利用の目的上やむを得ないと認めるときは、適用しない。</sup>

## 第7章 車両等及び住宅の整備

（車両等の整備）

第74条 鉄道の車両、バス、タクシー、船舶等を所有し、又は管理する者は、障害者や高齢者をはじめ全ての人が安全かつ快適に利用できるよう環境の整備に努めなければならない。

（住宅の整備）



(5) 展示場	<u>すべてのもの</u>	(5) 展示場	<u>全てのもの</u>
(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ア 卸売市場、コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット	<u>すべてのもの</u>	ア 卸売市場、コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット	<u>全てのもの</u>
イ アに規定するもの以外のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築、改築、用途変更、大規模な修繕又は大規模な模様替えの場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積の合計をいう。以下「用途面積」という。)が200平方メートル以上のもの	イ アに規定するもの以外のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築、改築、用途変更、大規模な修繕又は大規模な模様替えの場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積の合計をいう。以下「用途面積」という。)が200平方メートル以上のもの
(7) ホテル又は旅館	<u>すべてのもの</u>	(7) ホテル又は旅館	<u>全てのもの</u>
(8) 事務所		(8) 事務所	
ア 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	<u>すべてのもの</u>	ア 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	<u>全てのもの</u>
イ アに規定するもの以外のもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの	イ アに規定するもの以外のもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
(9) 共同住宅又は寄宿舎	用途面積が2,000平方メートル以上又は住戸の数が50戸以上のもの	(9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	用途面積が2,000平方メートル以上又は住戸の数が50戸以上のもの
(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	<u>すべてのもの</u>	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	<u>全てのもの</u>
(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<u>すべてのもの</u>	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<u>全てのもの</u>
(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	<u>すべてのもの</u>	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	<u>全てのもの</u>
(13) 博物館、美術館又は図書館	<u>すべてのもの</u>	(13) 博物館、美術館又は図書館	<u>全てのもの</u>
(14) 公衆浴場	<u>すべてのもの</u>	(14) 公衆浴場	<u>全てのもの</u>
(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートル以上のもの	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートル以上のもの
(16) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		(16) _____理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
ア 郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気	<u>すべてのもの</u>	ア 郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気	<u>全てのもの</u>

<p>通信事業に係る営業所 イ アに規定するもの以外のもの</p> <p>(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(18) 工場</p> <p>(19) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号に規定する旅客施設</p> <p>(20) 自動車の停留又は駐車のための施設</p> <p>(21) 公衆便所</p> <p>(22) 火葬場</p> <p>(23) 神社、寺院又は教会</p> <p>(24) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街</p>	<p>用途面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が3,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>すべてのもの</u></p> <p>駐車台数50台以上のもの</p> <p><u>すべてのもの</u></p> <p><u>すべてのもの</u></p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p><u>すべてのもの</u></p>
<p>2 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）</p>	<p><u>すべてのもの</u></p>
<p>3 公園</p> <p>(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）</p>	<p><u>すべてのもの</u></p> <p><u>すべてのもの</u></p>
<p>4 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のもの及び1の項の(20) _____ _____に該当するものを除く。）</p>	<p>駐車台数50台以上のもの</p>

備考  
(略)

<p>通信事業に係る営業所 イ アに規定するもの以外のもの</p> <p>(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(18) 工場</p> <p>(19) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号に規定する旅客施設</p> <p>(20) 自動車の停留又は駐車のための施設</p> <p>(21) 公衆便所</p> <p>(22) 公共用歩廊</p> <p>(23) 火葬場</p> <p>(24) 神社、寺院又は教会</p> <p>(25) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街</p>	<p>用途面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が3,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>全てのもの</u></p> <p>駐車台数50台以上のもの</p> <p><u>全てのもの</u></p> <p><u>全てのもの</u></p> <p><u>全てのもの</u></p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p><u>全てのもの</u></p>
<p>2 道路法 _____ 第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）</p>	<p><u>全てのもの</u></p>
<p>3 公園</p> <p>(1) 都市公園法 _____ 第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）</p>	<p><u>全てのもの</u></p> <p><u>全てのもの</u></p>
<p>4 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のもの及び1の項の(20)の施設、2の項の道路又は3の項の(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）</p>	<p>駐車台数50台以上のもの</p>

備考  
(略)